

横浜創英大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

横浜創英大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神に基づき教育理念を定め、大学及び大学院の目的並びに人材養成に関する目的、その他教育研究上の目的を学則に規定し、分かりやすく簡潔に明文化するとともに、式典での理事長挨拶や学長式辞、オリエンテーション、授業科目「大学で学ぶとは（含建学の精神）」、刊行物やホームページなどで学内外へ周知している。令和3(2021)～7(2025)年度の「横浜創英大学第2期中期計画」において、「建学の精神である『考えて行動のできる人』の育成を根幹に据えた特色のある教育を実現すること」と明記し、教育目的・目標と三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の実現に向け取組むなど、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映させている。大学は、2学部2学科と大学院1研究科を有し、地元横浜市をはじめとした幅広い連携協定の締結により、社会的要請や地域貢献に寄与している。

「基準2. 学生」について

教育目的を踏まえ、学部及び研究科のアドミッション・ポリシーを定め、ホームページで公表・周知し、ポリシーに沿った多様な入学者の受入れを実施するとともに、その検証を組織的に行うことで学生数維持に努めている。教務委員会、教務分科会における教職協働での学修環境の向上の検討、アドバイザーや担任の配置、保護者との連携を通して学修支援を行い、障がいのある学生には、「障害のある学生への支援に関するガイドライン」を定め、配慮している。教育課程内外を通じた社会的・職業的自立に関するキャリア支援や奨学金など学生生活安定のための支援を適切に行い、設置基準を満たした施設・設備のもと、図書館、情報サービス施設など教育目的達成のための学修環境を整備している。学生の意見をくみ上げるため、学生生活満足度調査や授業評価アンケートを実施し、学修・授業支援の体制改善に役立っている。

「基準3. 教育課程」について

教育目的を踏まえた学部及び研究科のディプロマ・ポリシーを定めるとともに、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保した、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページで公表・周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定・卒業認定・修了認定基準は厳正に適用している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って編成し、教養教育は教養教育教務分科会により点検・評価を行い、適切に運営している。

学修成果の点検・評価について、科目の成績はカリキュラムマップを通してディプロマ・

ポリシーと照合し、学修成果の達成度を判断できるようにしている。

アセスメント・ポリシーに基づいた組織的な学修成果の点検・評価の具体的方法の早期確立と実施は求められるが、各種アンケート・調査による、学修成果の点検・評価結果に基づく教育改善は、科目レベルで実施している。

〈優れた点〉

○毎年度発行の「考えて行動のできる人を育成する教授方法集録集」は、建学の精神体现の観点からも、教授方法の工夫、開発及び共有の観点からも評価できる。

○こども教育学部の「特修プログラム」は、学生の関心や特技を追求していくことを通してその領域の学びを深め、学びに向かう主体的な力を形成し、自己肯定感を高めていくことを目指したものであり、高く評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

大学の使命・目的達成のため規則を整備し、教学マネジメント体制を構築している。学則に基づき、運営会議、教授会を設置し、各種委員会が学長の任務遂行の補佐機関となり、学長がリーダーシップを発揮できる環境を整えている。ただし、教授会の審議事項に関して、学校教育法第 93 条にのっとった対応が求められる。教職協働による教学マネジメント体制確立のため、FD(Faculty Development)及びSD(Staff Development)研修会を行っている。専任教員に対する研究環境及び研究活動資源の整備とともに、コンプライアンス及び研究倫理に対する諸規則を整備して、厳正に運用している。

教員の採用・昇任は、諸規則に基づき、大学の教育目的及び教育課程に即して行っているが、大学全体では教授数が大きく不足し、看護学研究科では研究指導教員数及び教授数ともに不足しており、早急な改善が必要である。

大学は、これらの改善を要する点の指摘を受けて、令和 7(2025)年 2 月 17 日付で看護学部の准教授 4 人及びこども教育学部の准教授 2 人を教授に昇任させた。また、看護学研究科の准教授 7 人を教授に昇任させるとともに、研究指導教員を 3 人から 8 人に増員した。これらの結果を令和 7(2025)年 3 月 3 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこれらの指摘については改善されたことが確認できた。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為、諸規則に基づき運営するとともに、環境保全、人権、安全に配慮し、経営の規律と誠実性の維持を図るとともに、「学校法人堀井学園第Ⅱ期中期計画書 2021～2025（令和 3～7）年度」（以下「第Ⅱ期中期計画」という。）を策定し、建学の精神に基づく使命・目的達成のため、継続的に努力している。役員には、法人の使命と目的の達成に向けて意思決定ができる理事・監事を選任し、体制を整備するとともに、大学の運営会議には理事長、法人事務局長を構成員とするなど、法人と大学との意思決定の円滑化を図っている。中長期的な計画に基づく財務運営を確立し、財務基盤は安定している。科学研究費助成事業の積極的な獲得をはじめ、外部資金獲得など収入確保に努めている。会計処理は、学校法人会計基準や「学校法人堀井学園経理規程」など法人の諸規則に基づき適正に実施

している。監査法人と監事による監査を含め会計監査の体制を整え、適正に行っている。

「基準 6. 内部質保証」について

大学の使命・目的に沿った自主的・自律的な自己点検・評価のため設置した自己点検・評価委員会に、規則を制定や改定せずに内部質保証の推進役割を担わせたため、内部質保証のための恒常的な組織体制及び責任体制は明確であるとはいえないが、実態としては、学長を中心とした体制で運営している。自己点検評価書を適宜発行し、全学で共有するとともにホームページで公表している。三つのポリシーに基づく内部質保証は、アセスメント・ポリシーにより学生の学修成果を検証し、教育成果の可視化に役立てていく方針である。大学は、自己点検・評価、認証評価や設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえ中期計画を策定し、内部質保証の仕組みを機能させるべく努めているが、教授数などの設置基準への抵触、他の基準項目において改善を要する点としての指摘事項があることなど、大学全体の PDCA サイクルの仕組みは確立されておらず、機能しているとはいえない。

大学は、教員の配置に対する改善を要する点の指摘を受けて、令和 7(2025)年 2 月 17 日付で設置基準上の教授数等を充足させた。これらの結果を令和 7(2025)年 3 月 3 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘については改善されたことが確認できた。

総じて、大学は、建学の精神及び教育理念に基づいた、使命・目的及び教育研究上の目的により、地域に貢献する人材育成を行うとともに、「横浜創英大学第 2 期中期計画」において、建学の精神である「考えて行動のできる人」の育成を根幹に据えた教育プログラムを展開している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」「基準 B.入学前教育」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である『『考えて行動のできる人』の育成』に基づき教育理念を定め、大学及び大学院の目的を各々の学則第 1 条に規定するとともに、別条にて、学部・学科の人材養成に関する目的、その他教育研究上の目的や研究科の目的を定めるなど、使命・目的及び教育目的を分かりやすく簡潔に文章化している。大学は、「人を対象とした教育・研究を行う看護学部とこども教育学部、両学部による高度な専門職養成と教育・研究」「入学前教育」「地域社会への貢献」の三つを個性・特色とし、使命・目的及び教育目的に反映し、明示するとともに、ホームページや大学案内などで周知している。大学は、2 学部 2 学科と大学院 1 研究科を有する中で、社会情勢などに対応して、適宜、教育理念、教育目的・目標、三つのポリシーを見直しながら、地元横浜市をはじめとした幅広い連携協定の締結により、社会的要請や地域貢献に寄与している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、役員・評議員には理事会・評議員会を通じ、また教職員には、教授会・研究科委員会や全教職員参加の「全体会議」を通じて理解と支持を得ている。学生には式典の理事長挨拶や学長式辞、オリエンテーション、授業科目「大学で学ぶとは（含建学の精神）」、学生便覧を通じ、また学外者にはホームページなどを通じて周知している。

令和 3(2021)～7(2025)年度の「横浜創英大学第 2 期中期計画」に、「建学の精神である『『考えて行動のできる人』の育成を根幹に据えた特色のある教育を実現すること」と明記し、学部の教育目的・目標と三つのポリシーの実現に向け、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映させている。学部ごとに教授会、研究科に研究科委員会を置き、教務委員会とその下部組織の四つの教務分科会で教育方針などを審議し、教育研究組織の円滑な運営に努めている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、学則第 1 条に定められた教育目的に則して、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく育成を目指す人材像及び教育内容を踏まえ、学部・研究科ごとに策定し、大学案内、ホームページ、募集要項等に掲載して周知している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証は組織的に行っている。

こども教育学部幼児教育学科では、高校訪問で教員が直接大学の魅力を伝えるなど学生募集は工夫されており、オープンキャンパスの動員数も増えてきている状況にある。

入学者選抜試験の問題作成は、他機関に委託のものも含め、チェックは大学で実施しており、適切な体制、管理のもとで行われている。

〈参考意見〉

○こども教育学部幼児教育学科の在籍学生数について、収容定員が未充足であるため、学生確保に向けた更なる取組みを行い、学生を適切に確保できるよう一層の努力が望まれる。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会を通じ教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。看護学部ではアドバイザー制を設けるとともに、国家試験対策などを学生の国家試験委員と協働で行っている。こども教育学部では担任制とアドバイザー制を設け、きめ細かい支援を行っている。また、両学部において保護者との連携を重視するため「保護者会」「保護者との交流会」を開催している。

オフィスアワー制度は全学的に実施している。「障害のある学生への支援に関するガイ

ドライン」などを定め、障がいのある学生への配慮を行っている。

看護学部、こども教育学部ともに、中途退学、休学、留年者への原因分析や改善策の検討を行い、適切に対応している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生委員会とキャリア支援室が中心となり、就職ガイダンスにおいて積極的にインターンシップ、ボランティア活動等へ参加するよう奨励している。また、令和 5(2023)年度は卒業生の主な就職先に対してアンケート調査を行い、令和 6(2024)年度は卒業生に対してアンケートを実施予定であるなど、就職先の実態調査に取組み、キャリア教育のための支援体制の整備に努めている。

就職・進学に対する相談・助言体制は整備されており、適切に運営している。

看護学部、こども教育学部ともに、学外実習関連科目以外に、教育課程内において社会的・職業的自立に関する授業を取入れ、キャリア教育を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生委員会と学生支援課が中心となり、学生サービスや厚生補導を組織的に行っている。保健室には看護師、学生相談室にはカウンセラーを配置し、学生の心身に関する健康相談、心的支援などを行っている。

課外活動に関しては、学生委員会や学生支援課が支援を行っている。また、各サークルは学友会予算から活動補助金を受け、活動を行っている。

大学独自の奨学金制度として「横浜創英大学奨学金」があり、また各種奨学金についての申請や更新等について学生の状況に応じた経済的支援を適切に行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎及び施設・設備については、設置基準及び耐震基準を満たしており、教育目的達成のための学修環境を整備し、適切な運営・管理を行っている。適切な規模の図書館を有し、かつ、十分な学術情報資料を確保している。貸出用のノートパソコンも配備し、開館時間を含め学生が十分に図書館を利用できる環境が整備されている。教育目的達成のため、講義室に無線 LAN を設置し、コンピュータなどの ICT（情報通信技術）環境を適切に整備している。バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性として、エレベータの設置、本館と 3 号館の連絡通路にはバリアフリーの廊下を設け、車椅子での通行を可能にするなど、配慮されている。

授業科目に応じて、クラス人数の上限を設定し、対応教員数を増員するなど、授業を行う学生数の適切な管理を行っている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生生活満足度調査や授業評価アンケートを実施して、学修支援に関する学生の意見をくみ上げるシステムを整備し、これらの結果に基づき学修支援の体制改善に努めている。

学生生活満足度調査により、心身に関する健康相談、経済的支援や学修環境に関する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを整備し、調査結果に基づき、学生生活及び施設・設備の改善に努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修

了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学部・研究科ごとに定めており、大学案内やホームページを通じて学内外に公表している。

学部の単位認定については学則第 36 条に、大学院は大学院学則の第 31 条に定めている。成績評価基準については各学部及び研究科の「成績の評価及び試験に関する規程」に記載し周知している。他大学における既修得単位の上限は 60 単位と学則第 38 条に定めている。

大学院看護学研究科における学位論文に対する評価の基準は、大学院学生便覧に記載し周知するとともに、ホームページを通じて学内外に公表している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を適切に定め、周知の上、厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを学部・研究科ごとに定めており、ホームページを通じて学内外に公表している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しており、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が編成されている。教養教育に関しては、教務委員会の下部組織である教養教育教務分科会によって点検・評価が行われ、適切に運営されている。

FD 委員会が中心となり、授業方法の改善を進めるための組織体制が整備されている。シラバスに関しては作成ガイドに基づき、適切に整備されている。1 年間に履修登録できる単位数についてはキャップ制が導入されており、上限を 48 単位と設定している。

〈優れた点〉

○毎年度発行の「考えて行動のできる人を育成する教授方法集録集」は、建学の精神体現

の観点からも、教授方法の工夫、開発及び共有の観点からも評価できる。

- こども教育学部の「特修プログラム」は、学生の関心や特技を追求していくことを通してその領域の学びを深め、学びに向かう主体的な力を形成し、自己肯定感を高めていくことを目指したものであり、高く評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学部、研究科ともにディプロマ・ポリシーを起点とし、学修成果を点検・評価している。各科目の成績はカリキュラムマップを通してディプロマ・ポリシーと照合し、学修成果の達成度を判断できるようにしている。在学中に身に付いた総合的な力に関する評価は卒業時アンケートによって実施しており、他にも卒業生調査や就職先アンケートを実施している。

令和 5(2023)年度にはアセスメント・ポリシーを策定し、現在、これに基づき学修成果を定め、組織的な点検・評価の実施に着手しはじめているところではあるが、具体的な方法の早期確立と実施が求められる。学修成果の点検・評価結果に基づく教育改善に関しては、科目レベルで実施している。

〈改善を要する点〉

- 学修成果の点検・評価の結果に基づく教育改善は、科目レベルでの実施にとどまっているため、令和 5(2023)年度に策定されたアセスメント・ポリシーに基づき、学修成果の点検・評価方法を整備し、学位プログラムレベルで機能させるよう改善を要する。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、大学の最高責任者として教育研究をはじめ教学マネジメントの遂行に当たり意思決定を行っている。学長が適切なリーダーシップを発揮するため、運営会議、教授会、研究科委員会及び各種委員会を設置し、機能的に運営しているが、教授会の運営に一部問題がある。大学の使命・目的の達成のため、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮し、「横浜創英大学運営組織規程」をはじめ、関係する諸規則に基づき、教学マネジメント体制を構築している。教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置し、役割を明確化している。

〈改善を要する点〉

○学則及び教授会規程で定める「教育研究に関する重要な事項で、教授会に意見を聴くことが必要なもの」を学長が定めておらず、周知していないので、改善を要する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任については、「横浜創英大学教育職員の採用及び昇任に関する選考規程」「横浜創英大学教育職員の採用及び昇任に関する選考基準」により明文化され運用している。

FD 活動については、FD 委員会を中心に教職協働で組織的に実施し、講演会や学外研修会への参加などの活動を継続的に実施している。教育評価に生かすティーチング・ポートフォリオの導入に向け、令和 5(2023)年度から検討を行い、令和 6(2024)年度中には運用を開始することとしている。

しかし、大学においては大学設置基準上の必要教授数は令和 5 年度と令和 6 年度の 2 年間にわたって充足していない点、大学院設置基準に基づく研究指導教員と教授数が令和 6 年度に充足していない点については改善が必要である。

大学は、これらの改善を要する点の指摘を受けて、令和 7(2025)年 2 月 17 日付で看護学部の准教授 4 人及びこども教育学部の准教授 2 人を教授に昇任させた。また、看護学研究科の准教授 7 人を教授に昇任させるとともに、研究指導教員を 3 人から 8 人に増員した。これらの結果を令和 7(2025)年 3 月 3 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこれらの指摘については改善されたことが確認でき

たが、以下の改善を要する点については、3年以内に改善報告書の提出を求める。

〈改善を要する点〉

- 大学設置基準に定める教授数が、大学全体で6人不足している点について改善を要する。
- 大学院設置基準に定める研究指導教員数が3人、教授数が1人不足している点について改善を要する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

研修については、個々の職員が自らの業務に役立つ研修を選択できるオンライン研修を実施し、職員全員が参加できる環境づくりをしている。大学運営に関わる職員の資質・能力向上については、SD 研修会を総務企画部企画入試課が主体となり実施している。学内研修会だけでなく、日本私立大学協会、日本高等教育評価機構等の団体が実施する研修会に参加しており、職員間の情報の共有と資質・能力向上に努めている。

〈参考意見〉

- SD の実施について、規則及び組織的な実施体制の整備が望まれる。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

講師以上の専任教員には独立した個別の研究室、助教についても共有の研究室を整備し研究環境の充実を図っている。

研究倫理については、研究活動上の不正行為の防止及び研究倫理に関し必要な事項を審議するため研究倫理委員会を設置し、e ラーニング等の受講やコンプライアンス教育の受講を義務付け適正に運用している。

研究活動の資源については、「横浜創英大学個人研究費規程」の定めるところにより支給している。また、「横浜創英大学学内特別研究費取扱規程」に定められた申請手続きに基づ

き、学内特別研究費を支給し適切な支援をしている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、教育基本法、学校教育法などの関係法令を遵守するとともに経営の規律と誠実性の維持に努めている。組織の倫理については、「学校法人堀井学園コンプライアンス行動規範」「学校法人堀井学園コンプライアンス推進規程」をはじめ関係規則等をきめ細かく制定し、教職員及び学生に遵守させている。私立学校法第 63 条の 2、学校教育法施行規則第 172 条の 2、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づき、適切な情報をホームページにおいて公表している。大学の使命・目的の実現に向けて、「第Ⅱ期中期計画」を策定し、これに基づき各年度の事業計画を策定している。環境保全の取組みとして、横浜市の「横浜みどりアップ計画」の一環として、大学敷地内の樹林地を保全する事業に協力している。人権、安全への配慮に関することについても各種委員会で整備している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて意思決定ができるよう寄附行為に基づき、理事会を設置している。役員は、寄附行為に基づき選任された理事と監事によって構成され、事業計画の確実な執行など、理事長が議長となって適切に運営している。理事には外部役員として弁護士、前職が地方公務員であった者等を、監事には企業経営者を選任し、高い見識と幅広い経験により法人の使命と目的の達成のため適切な運営体制を整えている。理事会には法人の運営の実務に当たる法人事務局の役職者が事案に応じて陪席し、施策の実行を適切に行っている。理事会は令和 5(2023)年度において年 4 回開催され、理事の出席率は 100%であ

り、適切な理事会運営が行われている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の意思決定機関である理事会は、経営・管理運営及び業務執行に関する重要事項を審議・決定するため定期的に開催し、学長は理事として開催する全ての理事会に出席している。

大学の教育研究と管理運営に関する重要事項を審議する「運営会議」に、理事長と法人事務局長が構成員として出席しており、法人と大学の意思疎通が適切に行われており、理事長のリーダーシップを発揮できる体制を備えている。

監事は、寄附行為に基づき適切に選任され、理事会及び評議員会に毎回出席し、法人の業務、財産及び理事の業務執行状況について監査報告書を作成している。

評議員は、寄附行為に基づき適切に選任され、諮問機関としての機能を果たしており、評議員会への出席状況は良好である。

5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

理事会で承認された「第Ⅱ期中期計画」に基づき、毎年度の事業計画及び予算を編成し適切な財務運営を行っている。

法人及び大学の収支状況は、令和元(2019)年度以降、教育活動収支差額、経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額は安定的に推移し、収支のバランスがとれ安定した財務基盤を確立している。近年入学定員を満たしていない状況であることを認識し、学生確保を緊急の課題と捉え入試制度等を見直し、学生生徒等納付金収入の確保に努めている。また、科学研究費助成事業をはじめとする外部資金の獲得など、収入確保に努めている。

5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準や「学校法人堀井学園経理規程」等に基づき適正に実施している。予算と著しくかい離がある決算額の科目については補正予算を編成している。また、予算については評議員会の意見を聴いた後に理事会で承認しており、適正な予算編成を行っている。

監事による会計監査については、私立学校法及び寄附行為に基づき、毎会計年度、財産目録及び計算書類について監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。監査法人と監事による監査を含め会計監査の体制を整え、適正に監査を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に、「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と明記し、「横浜創英大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価委員会を設置している。大学は、当該委員会を内部質保証のための恒常的な組織と位置付けておらず、内部質保証を推進するための規則もない。したがって、今後は、大学が策定した見直しの方針どおり、実態に即した規則の整備及び体制の再構築により、確立した組織として、自己点検・評価の PDCA を活用した内部質保証に努めることが求められる。

なお、自己点検・評価委員会は、学長直轄の各種委員会の一つとして、委員長からの報告に基づき、必要に応じて運営会議で指示する体制をとっている。

〈改善を要する点〉

○自主性・自律性の裏付けを伴う継続的な自己点検・評価を通じて行う内部質保証の位置付けを明確にするため、内部質保証のための組織の整備及び責任体制の確立を行うよう改善が必要である。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検評価書で改善・向上方策として取上げた、学部・学科や研究科による三つのポリシーを起点とする教育の質保証の実現に向けた到達度の評価と、中期計画に基づく大学全体の PDCA を活用した質保証の評価により、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、結果をホームページで公表するとともに、教職員で共有することで、内部質保証の実効性を高めるよう努めている。

GPA(Grade Point Average)、単位修得率、就職率の学務データや、授業評価、卒業時、卒業生アンケートなど、収集したデータは、令和 5(2023)年度に定めたアセスメント・ポリシーに基づき三つのポリシーの達成状況や学修成果、教育成果の検証に活用するとともに、外部アセスメントテスト、就職先アンケートを加え、全学的に統一した取組みとなるよう、データの収集・分析の強化に努めている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会、学部・学科及び研究科は、教育目的や三つのポリシーを起点とする点検・評価作業を実施し、教務分科会での議論や実習機関からの聞き取りなどをもとに、その結果を教育の改善・向上に反映している。自己点検・評価は、5年ごとの中期計画、7年を1クールとする認証評価に基づいて実施し、自己点検評価書は適宜作成し、全学で共有するとともに、ホームページで公表している。

大学は、自己点検・評価、認証評価や設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえ中期計画を策定し、内部質保証の仕組みを機能させるべく努めている。

しかしながら、教員の配置については、設置基準に抵触し、教授数及び研究指導教員数の未充足が続いていることから、設置基準の順守はもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。また、他の基準項目において改善を要する点としての指摘事項もあることなど、大学全体の PDCA サイクルの仕組みは確立されておらず、内部質保証は機能しているとはいえない。

大学は、教員の配置に対する改善を要する点の指摘を受けて、令和 7(2025)年 2月 17日付で設置基準上の教授数等を充足させた。これらの結果を令和 7(2025)年 3月 3日に開催

した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘については改善されたことが確認できたが、以下の改善を要する点については、3年以内に改善報告書の提出を求める。

〈改善を要する点〉

- 教員の配置についての設置基準への抵触は、教育の質保証の低下を招くことから、早急な改善が必要である。
- 学修成果への取組み状況、学校教育法第93条第2項関連事項などにおいて、改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能が不十分であることから早急な改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 地域貢献

A-1. 地域貢献活動

A-1-① 地域貢献活動の実施

【概評】

大学では、教育研究活動における成果を広く地域社会に提供することを使命として、開学以来、積極的に地域貢献活動を展開している。

地元横浜市、横浜市緑区、神奈川県教育委員会などの行政と幅広い連携協定を締結し、横浜市とは「横浜みどりアップ計画」の一環として進めている「よこはま森の楽校」、横浜市緑区とは図書館との読書推進、地域振興課とのフードドライブ、みどりサンタプロジェクトなどの連携事業を実施している。また、横浜市の各地域での福祉・保健の拠点となる施設である「地域ケアプラザ」との連携事業、学校法人や社会福祉法人との連携協定による幼稚園、保育所との連携事業、社会福祉法人との連携による子育て・高齢者支援事業、NPO法人との障がい者就労支援事業などを行っている。

大学独自の活動としては、看護学部では「看護の日」のイベント、こども教育学部では「子育て研究所」による市民講座を毎年度実施するとともに、学生のサークル活動などによる地域貢献活動も行っている。

このように、各学部の学問特性を基盤とした数多くの地域貢献活動が実施されている。今後は、個々の取組みに対する点検・評価の方法を確立し、更なる拡充を期待したい。

基準B. 入学前教育

B-1. 大学教育への導入としての、入学前教育の実施

B-1-① 本学の独自企画による入学前教育の実施

【概評】

基礎的な知識に関する理解度の確認や授業の模擬的体験などを通じて、入学予定者が大学での学びの準備を行い、学部を超えた友人関係を構築することによって、これから始まる大学生活に対する不安を払拭し、スムーズにスタートすることができることを目指した大学独自の入学前教育を行っている。目的は、「1) 横浜創英大学の学生となるにあたり、学園の建学の精神である『考えて行動のできる人』の意識をもつ機会とする」「2) 入学後に備え、学習意欲や学習姿勢を維持するための動機づけとする」「3) 入学後の教養科目に無理なく入れるように、今まで培った基礎学力を改めて学びなおす機会とする」「4) 大学の1時限(90分)授業に慣れる機会とする」「5) 入学予定者が相互にコミュニケーションを図れる場とする」の五つである。そのため、成績評価は行わないことにしている。

入学前教育は対面授業、専任教員が作成した動画教材をオンラインで視聴、自宅教材を使った自学自習の三つを併用して行っている。オンライン授業はコロナ禍で対面授業が実施できなかった時に代替授業として実施したが、現在も対面授業と併用する形で活用している。自宅課題については毎年度、学部別に独自の工夫を行い、受講生には、教材やテキストの配付などによる自学自習を求め、その成果を、作成レポートや記入テキストの提出により確認している。

入学試験の方式が多様化することによって、入学予定者の入学までの期間が異なったり、学修機会が異なったりと、さまざまな課題が生じていることに着目し、入学予定者の声を大事にしたプログラムを実施していることは評価でき、更なる理想の「入学前教育」の発展に期待したい。